三谷セキサン株式会社

証券コード：5273

第93回

定時株主総会招集ご通知

日　時

2026年６月24日（水曜日）
午前10時

場　所

福井市豊島１丁目３番１号
三谷ビル11階　大会議室

末尾の「株主総会会場ご案内略図」をご参照ください。

目 次

招集ご通知……1
株主総会参考書類……5
第１号議案　剰余金処分の件
第２号議案　取締役7名選任の件
第３号議案　退任取締役に対する退職慰労金贈呈の件
事業報告……12
連結計算書類……34
計算書類……48
監査報告書……57



(証券コード5273)
2026年6月９日
(電子提供措置の開始日　2026年６月２日)

株 主 各 位

福井市豊島１丁目３番１号
(東京本社：東京都墨田区太平４丁目1番３号)
三谷セキサン株式会社
代表取締役社長　三谷 進治

第93回定時株主総会招集ご通知

拝啓　平素は格別のご高配を賜り厚く御礼申しあげます。

さて、当社第93回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申しあげます。

本株主総会の招集に際しては電子提供措置をとっており、インターネット上の下記ウェブサイトに「第93回定時株主総会招集ご通知」として電子提供措置事項を掲載しております。

当社ウェブサイト　https://www.m-sekisan.co.jp

また、上記のほか、インターネット上の下記ウェブサイトにも掲載しております。

東京証券取引所ウェブサイト
https://www2.jpx.co.jp/tseHpFront/JJK010010Action.do?Show=Show

上記の東証ウェブサイトにアクセスして、銘柄名（当社名）又は証券コード（5273）を入力・検索し、「基本情報」「縦覧書類/PR情報」を順に選択のうえ、ご閲覧下さい。

なお、当日ご出席願えない場合は、書面又はインターネット等により議決権を行使することができますので、お手数ながら電子提供措置事項に掲載の株主総会参考書類をご検討のうえ、「議決権行使についてのご案内」（３ページ）をご参照の上、2026年6月23日（火曜日）午後5時30分までに議決権を行使くださいますようお願い申しあげます。

敬　具

記

1．日　　時	2026年６月24日（水曜日）午前10時
2．場　　所	福井市豊島１丁目３番１号　三谷ビル11階　大会議室
3．目的事項	**報告事項** （１）第93期（2025年４月１日から2026年３月31日まで）事業報告、連結計算書類並びに会計監査人及び監査役会の連結計算書類監査結果報告の件 （２）第93期（2025年４月１日から2026年３月31日まで）計算書類報告の件 **決議事項**　**第１号議案**　剰余金処分の件 **第２号議案**　取締役７名選任の件 **第３号議案**　退任取締役に対する退職慰労金贈呈の件
4．修正事項の通知方法	電子提供措置事項に修正が生じた場合は、掲載している各ウェブサイトに修正内容を掲載させていただきます。

◎議決権行使書面において、議案に賛否の表示がない場合は、賛成の意思表示をされたものとして取り扱わせていただきます。

以　上

◎当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申しあげます。

議決権行使についてのご案内

議決権の行使には以下の３つの方法がございます。

株主総会にご出席になる場合



同封の議決権行使書用紙を会場受付へご提出

日　時	2026年６月24日（水曜日） 午前10時

株主総会にご出席にならない場合



議決権行使書用紙を郵送する場合

同封の議決権行使書用紙に各議案に対する賛否をご表示の上投函
議決権行使書面において、議案に賛否の表示がない場合は、賛成の意思表示をされたものとして取り扱わせていただきます。

行使期限	2026年６月23日（火曜日） 午後５時30分到着分まで



インターネット等による議決権行使の場合
（パソコン又はスマートフォン）

各議案に対する賛否をご入力
行使方法につきましては、４頁をお読みください。
議決権行使書面とインターネット等の双方により重複して議決権を行使された場合はインターネット等によるものを有効な議決権行使として取り扱わせていただきます。
インターネット等によって複数回重複して議決権を行使された場合は、最後に行われたものを有効な議決権行使として取り扱わせていただきます。

行使期限	2026年６月23日（火曜日） 午後５時30分入力分まで

ご注意

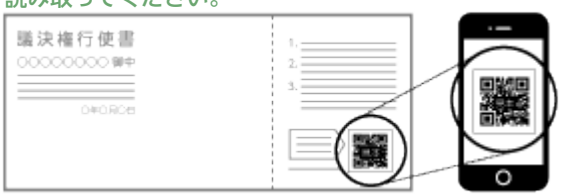
1．当日ご出席の場合は、郵送又はインターネット等による議決権行使のお手続きはいずれも不要です。当日、議決権行使書用紙を会場受付へご提出くださいますようお願い申し上げます。
2．インターネットに関する費用（接続料金、通信料金等）は、株主様のご負担となります。
3．インターネットのご利用環境、ご加入のサービスやご使用の機種によっては、ご利用いただけない場合があります。

インターネット等による議決権行使について

QRコードを読み取る方法「スマート行使」

議決権行使コード及びパスワードを入力することなく議決権行使ウェブサイトにログインすることができます。

❶議決権行使書用紙右下に記載のQRコードを読み取ってください。



❷以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。



「スマート行使」での議決権行使は1回に限り可能です。

議決権行使後に行使内容を変更する場合は、お手数ですが右記の「議決権行使コード・パスワードを入力する方法」により、議決権行使書用紙に記載の「議決権行使コード」・「パスワード」を入力してログイン、再度議決権行使をお願いいたします。

※QRコードを再度読み取っていただくと、右記の議決権行使ウェブサイトにアクセスできます。

※ＱＲコードは、株式会社デンソーウェーブの登録商標です。

議決権行使コード・パスワードを入力する方法

議決権行使ウェブサイト　https://www.web54.net

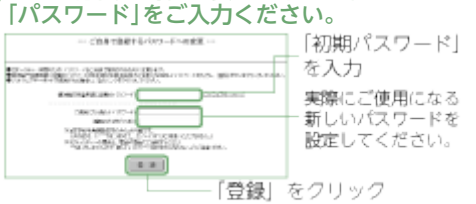
❶議決権行使ウェブサイトにアクセスしてください。



❷議決権行使書用紙の裏面左下に記載された「議決権行使コード」をご入力ください。



❸議決権行使書用紙の裏面左下に記載された「パスワード」をご入力ください。



❹以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。

インターネットによる議決権行使に関するお問い合わせ先

インターネットによる議決権行使に関するご不明な点につきましては、下記にお問い合わせください。

三井住友信託銀行
証券代行
ウェブサポート

専用ダイヤル　0120-652-031（午前9時～午後9時）

用紙のご請求等、その他のご照会は　0120-782-031（平日午前9時～午後5時）

機関投資家の皆様へ

株式会社ICJが運営する「議決権電子行使プラットフォーム」から電磁的方法による議決権行使を行っていただくことも可能です。

株主総会参考書類

第１号議案　剰余金処分の件

剰余金処分につきましては、以下のとおりといたしたいと存じます。

１．期末配当に関する事項

第93期の期末配当につきましては、当期の業績並びに今後の事業展開等を勘案した結果、以下のとおりといたしたいと存じます。

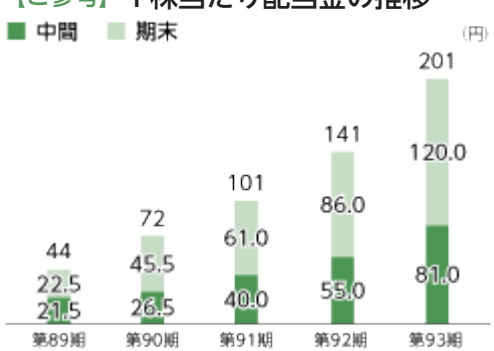
1　配当財産の種類	金銭といたします。
2　株主に対する配当財産の割当てに関する事項及びその総額	当社普通株式１株につき金120円といたしたいと存じます。 なお、この場合の配当総額は2,107,563,600円となります。 これにより、中間配当（１株につき金81円）を含めた当期の年間配当金は前事業年度より60円増配し、201円となり、年間配当総額は3,530,170,326円となります。 (注)当社は2026年4月1日を効力発生日として普通株式１株につき４株の割合で株式分割を実施しております。当期の期末配当につきましては、配当基準日が2026年3月31日となりますので、当該株式分割実施前の株式数を基準として配当を実施いたします。
3　剰余金の配当が効力を生じる日	2026年６月25日といたしたいと存じます。

２．剰余金の処分に関する事項

剰余金の処分につきましては、今後の事業展開等を勘案いたしまして、財務体質の強化を図るため、以下のとおりといたしたいと存じます。

増加する剰余金の項目及びその額	別途積立金	2,000,000,000円
減少する剰余金の項目及びその額	繰越利益剰余金	2,000,000,000円

【ご参考】１株当たり配当金の推移



第２号議案　取締役７名選任の件

当社の取締役全員（６名）は、本総会の終結の時をもって任期満了となりますので、取締役７名の選任をお願いいたしたいと存じます。

取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	氏　名	現在の当社における地位	取締役会出席状況
1	三谷（みたに）　進治（しんじ）　再任	代表取締役社長	100% (12回／12回)
2	田中（たなか）　昌郁（まさふみ）　再任	専務取締役 パイル・ポール事業本部、 技術本部担当	92% (11回／12回)
3	三谷（みたに）　聡（あきら）　再任	取締役相談役	100% (12回／12回)
4	阿部（あべ）　亨（とおる）　再任	取締役 管理本部、砂利事業本部 水工資材事業本部担当	100% (12回／12回)
5	渡辺（わたなべ）　崇嗣（たかつぐ）　再任	取締役	92% (11回／12回)
6	三谷聡一郎（みたにそういちろう）　新任	—	—
7	光野（みつの）　稔（みのる）　新任　社外　独立	—	—

候補者番号 1

三谷（みたに） 進治（しんじ）

再任

生年月日
1970年12月７日生

所有する当社の株式数
482,688株

取締役会出席状況
100%（12回／12回）

略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

1997年６月　当社取締役
1998年６月　当社取締役財務部長
1999年12月　当社専務取締役
2001年12月　当社代表取締役社長（現在）

取締役候補者とした理由

三谷進治氏は、2001年より当社の代表取締役社長を務めており、豊富な経験と幅広い見識を有し、当社グループの持続的な企業価値の向上を目指すため、同氏を取締役候補者としました。

候補者番号 2

田中（たなか） 昌郁（まさふみ）

再任

生年月日
1960年２月13日生

所有する当社の株式数
3,000株

取締役会出席状況
92%（11回／12回）

略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

1982年４月　当社入社
2003年４月　当社大阪支店長
2009年１月　当社経営執行役大阪支店長兼四国支店長
2011年６月　当社経営執行役東京支店長
2013年11月　当社常務経営執行役　パイル・ポール事業本部、技術本部担当
2014年６月　当社常務取締役　パイル・ポール事業本部、技術本部担当
2018年６月　当社専務取締役　パイル・ポール事業本部、技術本部担当（現在）

取締役候補者とした理由

田中昌郁氏は、2013年より当社グループの中核となるパイル・ポール事業部門を管掌し、リードしてきた実績を有しますので、同氏を取締役候補者としました。

候補者番号 3

三谷（みたに） 聡（あきら）

再任

生年月日
1962年８月28日生
所有する当社の株式数
196,900株
取締役会出席状況
100％（12回／12回）

略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

1985年２月　当社取締役
1994年６月　当社取締役副社長
1994年12月　当社代表取締役社長
1998年６月　三谷商事㈱代表取締役社長（現在）
1998年６月　当社取締役相談役（現在）

重要な兼職の状況

三谷商事㈱　代表取締役社長

取締役候補者とした理由

三谷聡氏は、1985年より当社の取締役を務めており、経営全般に助言をいただくことで、当社グループの持続的な企業価値の向上を目指すため、同氏を取締役候補者としました。

候補者番号 4

阿部（あべ） 亨（とおる）

再任

生年月日
1966年２月16日生
所有する当社の株式数
4,100株
取締役会出席状況
100％（12回／12回）

略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

2002年１月　当社入社　総務部長
2009年６月　当社経営執行役総務部長
2011年６月　当社経営執行役管理本部長
2012年６月　当社取締役　管理本部担当
2013年11月　当社取締役　パイル・ポール事業本部北陸支社担当
2015年６月　当社取締役　管理本部、砂利事業本部、水工資材事業本部担当（現在）

取締役候補者とした理由

阿部亨氏は、2012年より取締役を務めており、主に管理部門を管掌し、リードしてきた実績を有しますので、同氏を取締役候補者としました。

候補者番号 5 渡辺（わたなべ） 崇嗣（たかつぐ） 再任

生年月日
1975年８月13日生

所有する当社の株式数
10,000株

取締役会出席状況
92%（11回／12回）

略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

2000年５月　㈱駒屋代表取締役社長（現在）
2003年６月　当社監査役
2006年６月　当社取締役（現在）

重要な兼職の状況

渡彌㈱　代表取締役社長
㈱駒屋　代表取締役社長

取締役候補者とした理由

渡辺崇嗣氏は、経営者としての豊富な実績と幅広い見識を有し、経営全般に助言をいただくことで、当社グループの持続的な企業価値の向上を目指すため、同氏を取締役候補者としました。

候補者番号 6 三谷（みたに）聡一郎（そういちろう） 新任

生年月日
1992年11月23日生

所有する当社の株式数
0株

取締役会出席状況
ー

略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

2016年４月　富士ゼロックス㈱入社
2018年４月　三谷商事㈱入社
2018年４月　同社顧問
2018年６月　同社取締役建材事業部長　北陸地区担当
2019年６月　同社取締役エネルギー本部　中日本エネルギー事業部長
2020年６月　同社常務取締役財務部長
2025年６月　同社常務取締役財務部長兼コーポレート戦略・ＴQM企画本部長（現在）

重要な兼職の状況

三谷商事㈱　常務取締役財務部長兼コーポレート戦略・ＴQM企画本部長

取締役候補者とした理由

三谷聡一郎氏は、企業経営に関する高い見識を有し、経営全般に助言をいただくことで、当社グループの経営体制がさらに強化できると判断し、同氏を取締役候補者としました。

候補者番号 7

光野（みつの） 稔（みのる）

新任 社外 独立

生年月日
1947年10月10日生

所有する当社の株式数
0株

取締役会出席状況
―

略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

1970年４月　福井テレビジョン放送㈱入社
1999年６月　同社取締役
2003年６月　同社常務取締役
2005年６月　同社代表取締役社長
2017年６月　同社代表取締役会長
2025年６月　同社取締役相談役（現在）

重要な兼職の状況

嶺南ケーブルテレビ㈱　社外取締役
フクイボー㈱　社外取締役
福井県観光開発㈱　社外取締役

社外取締役候補者とした理由

光野稔氏は、経営者としての豊富な実績と幅広い見識を有し、経営全般に助言をいただくことで、当社グループの経営体制がさらに強化できると判断し、同氏を社外取締役候補者としました。

期待される役割の概要

光野稔氏には経営者としての経験を生かし、当社において、主に客観的な目線からの経営助言を積極的にしていただくことを期待しております。

（注）１．当社は、三谷商事㈱と取引関係にあります。
２．光野稔氏は、新任の社外取締役候補者であります。
３．光野稔氏が社外取締役に就任した場合、同氏は東京証券取引所の定めに基づく独立役員となる予定であります。
４．当社は、三谷聡氏及び渡辺崇嗣氏との間で会社法第423条第1項の賠償責任について、同法第425条第１項に定める最低責任限度額を限度とする責任限定契約を締結しており、両氏が再任された場合は当該契約を継続する予定であります。
５．三谷聡一郎氏及び光野稔氏の選任が承認された場合、両氏との間で会社法第423条第1項の賠償責任について、同法第425条第1項に定める最低責任限度額を限度とする責任限定契約を締結する予定であります。
６．当社は、取締役を被保険者として役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しており、被保険者がその職務の執行に関し責任を負うこと又は当該責任の追及に係る請求を受けることによって生ずることのある損害を、当該保険契約により填補することとしております。各候補者が選任された場合には、各氏は当該保険契約の被保険者に含められることになります。また、被保険者の保険料負担はありません。なお、次回更新時には同内容での更新を予定しております。
７．当社は2026年4月1日を効力発生日として普通株式１株につき４株の割合で株式分割を行っております。上記「所有する当社の株式数」は、当該株式分割前の株式数を記載しております。

第３号議案　退任取締役に対する退職慰労金贈呈の件

本総会の終結の時をもって任期満了により、社外取締役を退任されます山口浩二氏に対し、その在任中の功労に報いるため、当社における一定の基準に従い相当額の範囲内で退職慰労金を贈呈することとし、その具体的な金額、贈呈の時期及び方法等につきましては、取締役会にご一任願いたいと存じます。

なお、本議案は本招集通知20頁に記載の当社取締役会が決定した取締役の報酬等の決定方針に沿うものであり、その内容は相当であります。

退任取締役の略歴は次のとおりであります。

氏　名	略　　歴
山口浩二（やまぐちこうじ）	2006年6月　当社社外取締役（現在）

以　上

事業報告（2025年４月１日から2026年３月31日まで）

1 企業集団の現況に関する事項

（１）事業の経過及びその成果

連結業績ハイライト

売上高	営業利益
998億54百万円（前期比13.8%増）	175億98百万円（前期比26.7%増）
経常利益	**親会社株主に帰属する当期純利益**
189億23百万円（前期比26.6%増）	137億82百万円（前期比35.5%増）

【全般的概況】

当連結会計年度におけるわが国経済は、雇用・所得環境の改善やインバウンド需要の回復により、緩やかな回復基調が見られる一方で、継続する物価上昇、地政学リスク、米国の関税政策による影響の懸念等もあり、依然として先行き不透明な状況が続いております。

当社グループの主力製品であるコンクリートパイル業界におきましては、民間需要は増加しましたが、官公需要が減少したため、業界全体の出荷量は前期比で0.2%減少いたしました。

当連結会計年度の経営成績につきましては、売上高は998億54百万円（前期比13.8%増）、営業利益は175億98百万円（同26.7%増）、経常利益は189億23百万円（同26.6%増）、親会社株主に帰属する当期純利益は連結子会社であったゲイトウェイ・コンピュータ株式会社の全保有株式を譲渡したことによる子会社株式売却益を計上したことにより137億82百万円（同35.5%増）となりました。

【事業別の概況】

事業別の概況は、次のとおりであります。

a　コンクリート二次製品関連事業

コンクリート二次製品関連事業につきましては、主力のコンクリートパイル部門において前連結会計年度に比べて需要が減少し競争が激化する厳しい経営環境の中、販売強化及び施工効率の向上に努め、大型物件の受注もあり、当社の販売量は増加しました。その結果、当部門の売上高は831億59百万円（前期比21.7%増）となり、営業利益は147億33百万円（同39.7%増）となりました。

b　情報関連事業

情報関連事業につきましては、連結子会社であったゲイトウェイ・コンピュータ株式会社を連結の範囲から除外したことにより、売上高は74億50百万円（前期比27.7%減）となり、営業利益は16億17百万円（同11.6%減）となりました。

c　その他事業

その他事業につきましては、ホテル事業において、インバウンド需要が好調を維持していますが、一部ホテルの改修工事の影響で稼働率が低下しました。また、環境衛生事業の収集運搬部門やリサイクル部門の売上が減少しましたが、施設管理部門の売上が増加したことにより、売上高は92億44百万円（前期比1.0%増）となり、営業利益は22億28百万円（同13.3%減）となりました。

（2）資金調達の状況

特記すべき事項はありません。

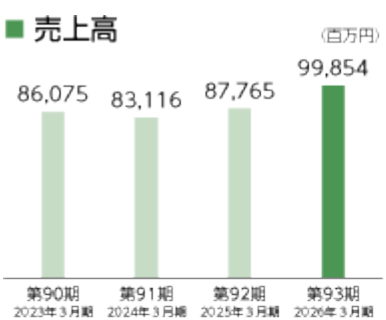
（3）設備投資の状況

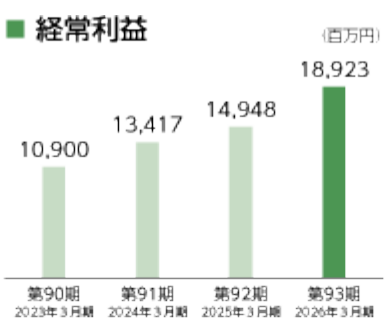
当連結会計年度に実施しました設備投資の主なものは、コンクリートパイル用製造設備及び工事用部材の購入等であります。

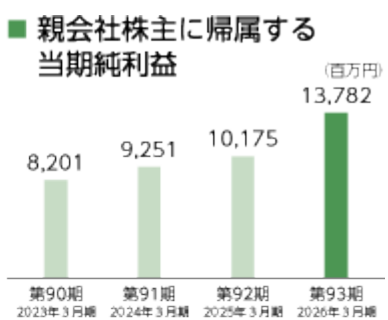
（4）財産及び損益の状況

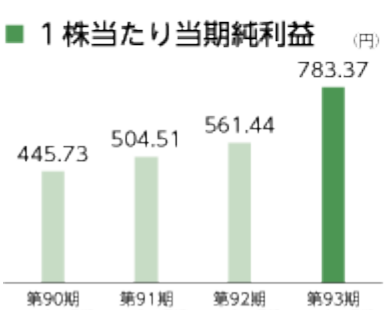
区分＼期別		第90期 2023年３月期	第91期 2024年３月期	第92期 2025年３月期	第93期 2026年３月期
売上高	(百万円)	86,075	83,116	87,765	99,854
経常利益	(百万円)	10,900	13,417	14,948	18,923
親会社株主に帰属する当期純利益	(百万円)	8,201	9,251	10,175	13,782
１株当たり当期純利益	(円)	445.73	504.51	561.44	783.37
総資産	(百万円)	105,035	120,357	125,234	141,295
純資産	(百万円)	71,511	84,737	90,542	103,702
１株当たり純資産	(円)	3,800.96	4,535.11	4,989.87	5,784.82

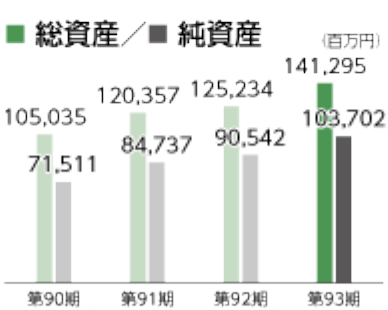
（注1）１株当たり当期純利益は、期中平均発行済株式総数（自己株式控除後）に基づき算出しております。
（注2）当社は2026年4月1日付で普通株式１株を４株の割合で株式分割を実施しております。１株当たり当期純利益及び１株当たり純資産額については株式分割前の株式数にて算定しております。

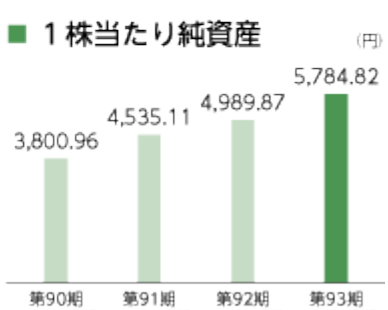












（5）対処すべき課題

当社グループを取り巻く経営環境は、我が国の経済が引き続き緩やかな回復基調で推移することが期待される一方で、継続する物価上昇、地政学的リスク、米国の関税政策による影響の懸念等もあり、先行きは依然として不透明な状況が続くことが予想されます。こうした中、当社グループは顧客ニーズに対応した新製品・新技術の開発を積極的に進め、技術力と営業力の向上により一層努めてまいります。また、キャッシュ・フロー経営を重視し、財務体質の強化を行い、事業経営全般の効率化に全力をあげて取り組んでまいります。

コンクリートパイル部門につきましては、業界需要の回復が予想される中、競合他社との価格競争の激化や原材料価格の高止まりが引き続き見込まれるため、採算管理の徹底・経費抑制等に努めてまいります。

（6）主要な事業内容

区分	主要製品	主要製品の用途	主要な会社
コンクリート二次製品関連事業	コンクリートパイル コンクリートポール コンクリートブロック 技術提供収入 砂利製品 消波ブロック型枠賃貸	建築物の基礎杭 通信・電力用のポール 側溝・擁壁 特許ライセンスの実施料 骨材・路盤材 消波ブロックの製作型枠貸与	当社、東京セキサン㈱、滋賀セキサン㈱、セキサンピーシー㈱ （会社数　計16社）
情報関連事業	情報システムの構築 ハード・ソフトウェアの販売	地方自治体向け・教育機関向けのソリューション	福井システムズ㈱ （会社数　１社）
その他事業	環境衛生 施設管理 ホテル事業 不動産賃貸 太陽光発電収入	一般・産業廃棄物の収集運搬 リサイクルセンターの運営 ビジネスホテルの運営 オフィスビルの賃貸 太陽光発電	当社、㈱トスマク・アイ、㈱浦和スプリングレーンズ （会社数　計８社）

(注)当社は2025年9月30日にゲイトウェイ・コンピュータ㈱の株式全てを譲渡したため、当連結会計年度末において連結対象子会社から除外しております。

（7）主要な営業所及び工場

当社本社	福井本社（本店）、東京本社	
当社営業拠点	札幌、仙台、東京、北陸(福井県)、名古屋、大阪、四国(香川県)、広島、九州(福岡県)	
当社生産拠点	金津パイル工場（福井県）、寺前砂利工場（福井県）	
子会社生産拠点	パイル・ポール工場	東京セキサン㈱（茨城県） 滋賀セキサン㈱（滋賀県）
	再生骨材工場	㈱福井リサイクルセンター（福井県）
	ブロック工場	セキサンピーシー㈱（福井県）
基礎工事関連事業	三谷エンジニアリング㈱（福井県）	
環境衛生事業	㈱トスマク・アイ（石川県）	
ホテル事業	ホテルゲストワン上野駅前（東京都） ホテルアークワン大宮･中浦和駅前（旧名称プラザホテル浦和）（埼玉県）	
情報関連事業	福井システムズ㈱（福井県）	
賃貸オフィスビル	大宮三谷ビル(埼玉県)	

（8）従業員の状況

従業員数	前連結会計年度末比増減
1,095名	79名減

(注)当社は2025年9月30日にゲイトウェイ・コンピュータ㈱の株式全てを譲渡したため、当連結会計年度末において従業員数が減少しております。

（9）主要な借入先及び借入額

特記すべき事項はありません。

(10) 重要な親会社及び子会社の状況

①親会社の状況

該当事項はありません。

②重要な子会社の状況

会社名	資本金	当社の議決権比率	主要な事業内容
	百万円	%	
東京セキサン㈱	50	100	コンクリートパイル・ポールの製造
滋賀セキサン㈱	60	55	コンクリートパイル・ポールの製造
セキサンピーシー㈱	76	100	環境製品（コンクリートブロック）の製造販売
㈱福井リサイクルセンター	10	65	再生骨材の製造販売
㈱浦和スプリングレーンズ	90	100	ホテル・ボウリング場の経営
㈱トスマク・アイ	50	100	廃棄物の収集運搬
福井システムズ㈱	50	84	コンピュータシステム・ネットワーク構築

(注)当社は2025年9月30日にゲイトウェイ・コンピュータ㈱の株式全てを譲渡したため、当連結会計年度末において連結対象子会社から除外しております。

2 会社の株式に関する事項（2026年3月31日現在）

①発行可能株式総数 30,000,000株
②発行済株式の総数 20,986,599株
③当事業年度末の株主数 3,308名
④大株主（上位10名）

株主名	持株数	持株比率
	千株	%
一般財団法人三谷市民文化振興財団	2,189	12.46
三谷商事株式会社	1,826	10.40
一般財団法人三谷進一育英会	1,425	8.11
ＵＢＥ三菱セメント株式会社	1,004	5.72
住友大阪セメント株式会社	999	5.69
BBH FOR FIDELITY LOW－PRICED STOCK FUND	883	5.03
三谷滋子	866	4.93
日本マスタートラスト信託銀行株式会社（信託口）	846	4.82
三谷進治	482	2.75
敦賀セメント株式会社	384	2.19

（注）1．当社は、自己株式3,423,569株を保有しております。
2．持株比率は、自己株式を控除して計算しております。

⑤その他株式に関する重要な事項

当社は、2026年2月13日開催の取締役会において、2026年4月1日付で普通株式１株を４株に分割することを決議し、併せて発行可能株式総数について当社定款を変更しました。これにより発行可能株式総数は120,000,000株、発行済株式総数は83,946,396株となっています。

3 会社役員に関する事項

（1）取締役及び監査役の氏名等

地位	氏名	担当	重要な兼職の状況
代表取締役社長	三　谷　進　治	全般	
専務取締役	田　中　昌　郁	パイル・ポール事業本部、技術本部	
取締役相談役	三　谷　　聡		三谷商事㈱代表取締役社長
取締役	渡　辺　崇　嗣		渡彌㈱代表取締役社長 ㈱駒屋代表取締役社長
取締役	山　口　浩　二		㈱山口伊三郎家具代表取締役社長
取締役	阿　部　　亨	管理本部、砂利事業本部、水工資材事業本部	
常勤監査役	佐々木　進　一		
監査役	田　中　和　夫		
監査役	山　本　克　典		

（注）1．取締役 山口浩二氏は、社外取締役であります。
2．取締役 山口浩二氏は、金融商品取引所の定めに基づく独立役員であります。
3．常勤監査役 佐々木進一氏、監査役 山本克典氏は、社外監査役であります。
4．当社は、取締役 三谷聡氏、渡辺崇嗣氏及び山口浩二氏並びに監査役全員との間で、会社法第423条第１項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、会社法第425条第１項に定める最低責任限度額としております。
5．当社は取締役および監査役を被保険者として、会社法第430条の３第１項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しております。
当該保険契約は、被保険者が業務について行った行為に起因して損害賠償責任を負った場合における損害賠償金や訴訟費用等を填補するものであり、被保険者の全ての保険料を当社が全額負担することとしております。
被保険者の職務の執行の適正性が損なわれないようにするため、私的な利益または便宜の供与を違法に得たことに起因する損害、法令に違反することを被保険者が認識しながら行った行為に起因する損害等については、補填されない等の免責事由があります。

（2）経営執行役

地位	氏名	担当
※社長経営執行役	三　谷　進　治	
※専務経営執行役	田　中　昌　郁	パイル・ポール事業本部、技術本部
常務経営執行役	西　畠　正　泰	パイル・ポール事業本部関東支社
常務経営執行役	木　谷　好　伸	施工本部
※経営執行役	阿　部　　亨	管理本部、砂利事業本部、水工資材事業本部
経営執行役	近　藤　　康	パイル・ポール事業本部中四国支社兼九州支社
経営執行役	大　森　保　明	セキサンピーシー㈱
経営執行役	浅　野　達　巳	パイル・ポール事業本部関西支社兼北陸支社
経営執行役	塙　　裕　彦	パイル・ポール事業本部ポール部

（注）1．当社は業務の意思決定・監督機能と業務執行機能を分離し、取締役会のチェック機能を強化するため執行役員制度を導入しており、執行役員を経営執行役と呼称しております。
2．※は取締役兼任であります。
3．2025年6月18日付にて、新たに浅野達巳氏および塙裕彦氏は経営執行役に就任いたしました。

（3）取締役及び監査役の報酬等

①取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針に関する事項

当社は、取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針を取締役会で決定しており、業務執行取締役の報酬は、非金銭報酬である社宅（社宅賃貸料と社宅使用料との差額合計額は最大で年額４百万円）を除き、全て基本報酬としております。監督機能を担う社外取締役については、その職責に鑑み基本報酬のみとしております。

取締役の基本報酬は、月例の固定報酬および退職慰労金とし、固定報酬については業績と役位、職責、在任年数などの貢献度合を基本に、他社水準、従業員給与の水準をも考慮しながら、総合的に勘案して決定するものとしております。退職慰労金については、当社における一定の基準に従い相当額の範囲内で、取締役の退職時に、株主総会の承認後に贈呈するものとしております。また、非金銭報酬の内容は下記④に、取締役の個人別の報酬等の内容の決定に係る委任に関する事項は下記③にそれぞれ記載のとおりであります。

なお、退職慰労金は取締役の退任時に一括して支給されるものであることから、その取締役の個人別の報酬等に占める割合を定めておりません。

②取締役及び監査役の報酬等についての株主総会の決議に関する事項

取締役の固定報酬限度額は、2008年６月19日開催の第75回定時株主総会において月額40百万円以内と決議されております（使用人兼務取締役の使用人分給与は含まない）。当該定時株主総会終結時点の取締役の員数は８名（うち社外取締役は１名）です。また、2012年６月14日開催の第79回定時株主総会において、非金銭報酬として、社外取締役を除く取締役に対して社宅を提供し、社宅賃貸料と取締役から徴収する社宅使用料との差額合計額を年額４百万円以内とすることが決議されております。当該定時株主総会終結時点の取締役（社外取締役を除く。）の員数は６名です。監査役の報酬限度額は、1982年２月26日開催の第48回定時株主総会において月額２百万円以内と決議しております。当該定時株主総会終結時点の監査役の員数は２名です。

③取締役の個人別の報酬等の内容の決定に係る委任に関する事項

取締役の個人別の報酬額については、取締役会の委任決議に基づき代表取締役社長三谷進治が取締役の個人別の報酬額の具体的内容を決定しております。その権限の内容は、各取締役の固定報酬の額であります。これらの権限を委任した理由は、当社全体の業績を俯瞰しつつ各取締役の担当事業の評価を行うには代表取締役が最も適しているからであります。固定報酬の具体的な金額は、株主総会で定められた報酬限度額の範囲内において、代表取締役が業績と役位、職責、在位年数などの貢献度合を基本に、他社水準、従業員給与の水準をも考慮しながら、総合的に勘案して決定していることから、取締役会はその内容が決定方針に沿うものであると判断しております。

④非金銭報酬の内容

社外取締役を除く取締役および監査役に対し、自宅とは離れた場所に住まざるを得ない場合に限り、所定の使用料を徴収した上で、借上社宅を提供することとしております。借上社宅は一般標準的なものとし、社宅賃貸料と社宅使用料との差額合計額は年額４百万円以内としております。またその具体的内容は下記⑤に記載のとおりであります。

⑤取締役及び監査役の報酬等の総額等

役員区分	報酬等の総額（百万円）	報酬等の種類別の総額(百万円)			対象となる役員の員数(人)
		基本報酬	業績連動報酬等	非金銭報酬等	
取締役	220	219	―	1	6
監査役	19	19	―	―	4

（注）１．基本報酬には、当事業年度に係る役員退職慰労引当金繰入額を含んでおります。
２．非金銭報酬として取締役１名に対して借上社宅を提供しております。

（4）社外役員に関する事項

①社外役員の重要な兼職先と当社との関係

山口浩二氏が代表取締役社長を務める株式会社山口伊三郎家具と当社との間に当事業年度において取引はありません。

②社外役員の当事業年度における主な活動状況

社外取締役 山口浩二氏は、当事業年度開催の取締役会12回の全てに出席し、経験豊富な経営者としての観点から、適切な助言、提言等の発言を行っております。

社外監査役 佐々木進一氏は、当事業年度開催の取締役会12回並びに監査役会12回の全てに出席し、主にリスク管理やコンプライアンスについて適宜発言を行っております。

社外監査役 山本克典氏は、当事業年度開催の就任後の取締役会10回並びに監査役会10回の全てに出席し、財務に関する豊富な経験と見識から、適宜発言を行っております。

③社外役員の報酬等の総額

	報酬等の総額(百万円)	報酬等の種類別の総額(百万円)			対象となる役員の員数(人)
		基本報酬	業績連動報酬等	非金銭報酬等	
社外役員	17	17	―	―	4

(注) 1．基本報酬には、当事業年度に係る役員退職慰労引当金繰入額を含んでおります。
2．上記のほか、2025年6月18日開催の定時株主総会の決議に基づく役員退職慰労金の額は社外監査役１名に対し０百万円であります。なお、当事業年度並びに当事業年度以前の事業報告において記載済の役員退職慰労引当金繰入額を除いております。

4 会計監査人に関する事項

（1）会計監査人の名称

太陽有限責任監査法人

（2）会計監査人の報酬等の額

①当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額	26百万円
②当社及び当社の子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	26百万円

（注）1．監査役会は、日本監査役協会が公表する「会計監査人との連携に関する実務指針」を踏まえ、過年度の監査計画における監査時間の実績及び報酬額の推移並びに会計監査人の職務遂行状況を確認し、当事業年度の監査計画及び報酬額の妥当性を検討した結果、会計監査人の報酬等について会社法第399条第１項の同意を行っております。
2．当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬の額を区分しておらず、実質的にも区分できないため、上記①の報酬等の額にはこれらの合計金額を記載しております。

（3）会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要性があると判断した場合に、会計監査人の解任または不再任に関する株主総会の議案の内容を決定いたします。

監査役会は、会計監査人が会社法第340条第１項各号のいずれかに該当すると認められる場合に、監査役全員の同意に基づき監査役会が会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会において、会計監査人を解任した旨と解任の理由を報告いたします。

5 株式会社の業務の適正を確保するための体制の整備及びその運用状況に関する事項

（1）業務の適正を確保するための体制

当社は、内部統制システムの体制について、次のように定めております。

①取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

取締役会については取締役会規程が定められており、その適切な運営が確保されており、月１回の定例取締役会の他、必要に応じて随時開催して取締役間の意思疎通を図ると共に相互に業務執行を監督し、法令定款違反を未然に防止する。

取締役が他の取締役の法令定款違反を発見した場合は直ちに監査役及び取締役会に報告するなど強化されたガバナンス体制をとる。

②取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

当社は、法令・社内規程に基づき、文書等の保存を行う。また、情報の管理については、文書管理規程、機密文書類取扱細則を定めて対応する。

③損失の危険の管理に関する規程その他の体制

当社は、リスク管理体制の基礎として、当社グループ全体のリスク管理について定めるリスク管理規程を策定し、同規程に従ったリスク管理体制を構築する。不測の事態が発生した場合には、対策本部を設置すると共に、情報連絡チームを組織し迅速な対応を行い、損害の拡大を防止しこれを最小限に止める体制を整える。

④取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

当社は、定例の取締役会を月１回開催し、重要事項の決定並びに取締役の業務執行状況の監督等を行う。業務の運営については、将来の事業環境を踏まえ各年度予算を立案し、全社的な目標を設定する。各部門においては、その目標達成に向け具体策を立案・実行する。なお、当社は、業務の意思決定・監督機能と業務執行機能を分離し、取締役会のチェック機能を強化するため、2000年６月より、執行役員制度を導入した。また、変化の激しい経営環境に機敏に対応するため、2001年６月の株主総会において定款変更を行い、取締役の任期を１年と定めた。

⑤使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

(1) コンプライアンス体制の基礎として、倫理規程を定める。

(2) 内部監査部門として社長直属の内部監査室を設置する。

(3) 取締役は当社における重大な法令違反その他コンプライアンスに関する重要な事実を発見した場合には直ちに監査役に報告するものとし、遅滞なく取締役会において報告するものとする。

(4) 法令違反その他のコンプライアンスに関する事実についての社内報告体制として、社内通報システムを整備し、社内通報規程に基づきその運用を行うこととする。
(5) 監査役は当社の法令遵守体制及び内部者通報システムの運用に問題があると認めるときは、その意見を述べると共に、改善策の策定を求めることができるものとする。

⑥当社及びその子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

(1) 取締役は、グループ会社において、法令違反その他コンプライアンスに関する重要な事項を発見した場合には、監査役に報告するものとする。
(2) 子会社が当社からの経営管理、経営指導内容が法令に違反し、その他コンプライアンス上問題があると認めた場合には、内部監査室に報告するものとする。内部監査室は直ちに監査役に報告を行うと共に、意見を述べることができるものとする。監査役は意見を述べると共に、改善策の策定を求めることができるものとする。

⑦子会社の取締役等の職務の執行に係る事項の当社への報告に関する体制

当社グループ会社に関する管理は、「関係会社管理規程」に基づきグループ会社を管理する体制とし、グループ会社の経営内容を的確に把握するため、必要に応じて書類等の提出を求める。

当社は、子会社が経営計画、営業成績及びその他重要な情報について当社に報告するため、当社代表取締役が主催する年４回の定例会議を開催する。

⑧子会社の取締役等の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

当社は子会社に対する管理を明確にし、関係会社の指導、育成を促進して、企業集団としての経営向上に資するため、「関係会社管理規程」を制定し、効率的経営を行う。

⑨子会社の取締役等及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

当社内部監査担当部門は、「内部監査規程」に基づき、監査役及び会計監査人と緊密な連携を図り、子会社を含めたグループ全体の監査を行い、その結果を被監査部門のみならず、関係部門並びに代表取締役及び監査役へ報告する。

⑩監査役の職務を補助すべき使用人に関する体制と当該使用人の取締役からの独立性に関する事項及び当該使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項

監査役が職務を補助すべき専任の使用人を置くことを求める場合には、監査役の業務補助のための監査スタッフを置く。監査役補助者の評価は監査役が行い、監査役補助者の任命、解任、人事異動、賃金等の改定については監査役会の同意を得た上で取締役会が決定することとし、取締役会からの独立性及び実効性を確保するものとする。

⑪取締役及び使用人が監査役に報告をするための体制その他の監査役への報告に関する体制及び監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

取締役は、会社に著しい損害を及ぼすおそれのある事実があることを発見したときは、法令に従い、直ちに監査役に報告する。また、常勤監査役は、取締役会の他、重要な意思決定の過程及び業務の執行状況を把握するため、稟議書その他業務執行に関する重要な文書を閲覧し、必要に応じて取締役または使用人にその説明を求めることとする。

なお、監査役は、当社の会計監査人である太陽有限責任監査法人から会計監査内容について説明を受けるとともに、情報の交換を行うなど連携を図っていく。

⑫子会社の取締役、監査役等及び使用人又はこれらの者から報告を受けた者が監査役に報告するための体制

当社グループの役員及び使用人は当社監査役から業務執行について報告を求められた場合、または会社に著しい損害を及ぼすおそれのある事実があることを発見したときは遅滞なく当社監査役に報告するものとする。また監査役は当社及び子会社の稟議書その他業務執行に関する重要な文書を閲覧することができる。

⑬報告した者が不利な取扱いを受けないことを確保するための体制

監査役に報告を行った者が、当該報告を行ったことを理由として不利な取扱いをすることを禁止する。

⑭監査役の職務の執行について生じる費用の前払又は償還の手続その他の職務執行について生じる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項

監査役の職務を執行する上で必要な費用の前払い等の請求をしたときは、速やかに当該費用または債務を支払うものとする。

⑮反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

当社は、社会の一員として市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力に対しては、毅然とした態度で対応することとし、社内会議、研修等を通じ周知徹底を図っていく。また、反社会的勢力から不当な要求を受けた場合には、警察、弁護士とも連携をとりながら、担当役員のもと組織的に対応し、不当要求には決して応じない。

⑯財務報告の信頼性を確保するための体制

当社は、当企業集団の財務報告の信頼性を確保するため、関連規程等の整備とともに社内体制の充実を図り、その社内体制についての整備・運用状況を定期的・継続的に評価する仕組みを構築する。

（2）業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

当社は、取締役会が定めた「内部統制システムの基本方針」に基づき、業務の適正を確保するための体制を運用いたしました。当事業年度における主な運用状況といたしましては、次のとおりであります。

①コンプライアンスに関する取組み

「倫理規程」を社内イントラネットに掲示し、周知・徹底を図っております。また、コンプライアンス経営の強化に資することを目的とした通報または相談のためのホットライン（社内外）を設置しており、調査及び適切な措置の実行に備えております。

②リスク管理に関する取組み

「リスク管理規程」に基づき、リスク管理体制を構築するとともに、不測の事態が発生した場合に損害の拡大を防止し、これを最小限に止める体制を整えております。

③業務の適正を確保するための取組み

内部監査室は内部監査計画に基づき、当社の各部門の業務執行及び子会社の業務の監査、内部統制監査を行い、その結果を被監査部門、関係部門、代表取締役及び監査役に報告しております。

④職務の執行の効率性の確保に関する取組み

取締役会は社外取締役１名を含む取締役６名で構成され、社外監査役２名も出席しております。取締役会は当事業年度中に12回開催し、各議案における審議、業務執行の状況について監督を行い、活発な議論及び意見交換がなされており、有効に機能しております。

⑤監査役の監査体制

当社の監査役会は当事業年度中に12回開催されております。また常勤監査役は取締役会、経営執行役会等の重要な会議に出席し、監査の実効性の確保に努めております。さらに会計監査人及び内部監査室とも適宜連携をとり、監査の実効性を確保しております。

6 会社の支配に関する基本方針

（1）基本方針の内容

当社取締役会は、上場会社として当社株式の自由な売買が認められている以上、当社取締役会の賛同を得ずに行われる、いわゆる「敵対的買収」であっても、当社グループの企業価値ひいては株主共同の利益に資するものであれば、これを一概に否定するものではありません。また、当社の支配権の移転を伴う買付提案に応じるかどうかの判断も、最終的には株主全体の意思に基づき行われるべきものと考えています。

しかしながら、株式の大量買付行為の中には、その目的等から見て企業価値ひいては株主共同の利益に対する明白な侵害をもたらすもの、株主に株式の売却を事実上強要するおそれがあるもの、対象会社の取締役会や株主が株式の大量買付行為の内容等について検討するためあるいは対象会社の取締役会が代替案を提案するために必要な十分な時間や情報を提供しないもの、対象会社が買収者の提示した条件よりも有利な条件をもたらすために買収者との交渉を必要とするもの等、対象会社の企業価値ひいては株主共同の利益に資さないものも少なくありません。当社グループが建築資材メーカーとして業界での確固たる地位を築き、当社グループが構築してきたコーポレートブランド・企業価値ひいては株主共同の利益を確保・向上させていくためには、企業価値の源泉である①高性能かつ安全な商品・工法を創造する最先端の技術開発力、②お客様の高度なニーズにも対応するコンサルティング営業力と一気通貫の責任施工体制、③高品質な商品を安定的に供給する全国的な製造販売体制が必要不可欠であり、これらが当社の株式の大量買付行為を行う者により中長期的に確保され、向上させられるのでなければ、当社グループの企業価値ひいては株主共同の利益は毀損されることになります。また、外部者である買収者からの大量買付行為の提案を受けた際には、前記事項のほか、当社グループの有形無形の経営資源、将来を見据えた施策の潜在的効果その他当社グループの企業価値を構成する事項等、さまざまな事項を適切に把握した上で、当該買付が当社グループの企業価値ひいては株主共同の利益に及ぼす影響を判断する必要があります。

当社としては、当社株式に対する大量買付行為が行われた際に、株主の皆様が当該大量買付に応じるべきか否かについて、必要十分な情報の提供と一定の評価期間が与えられた上で、熟慮に基づいて判断できるような体制を確保することが、当社グループの企業価値ひいては株主共同の利益に資するものと考えております。

当社取締役会は、当社株式に対する大量買付行為が行われた際に、必要かつ十分な情報や時間を確保した上で、株主の皆様に対し当社経営陣の計画や代替案等を提示すること、あるいは必要

に応じ株主の皆様のために買収者と交渉を行うこと等を可能とすることにより、当該大量買付行為に応じるべきか否かを株主の皆様が適切に判断することを可能とするための枠組みが、当社グループの企業価値ひいては株主共同の利益に反する大量買付行為を抑止するために必要不可欠であり、さらには、当社グループの企業価値ひいては株主共同の利益を著しく損なう大量買付行為（（3）に定義されます。）を行う者は、例外的に当社の財務および事業の方針の決定を支配する者として適当でないと判断し、このような者による大量買付行為に対しては、当社が必要かつ相当な対抗をすることにより、当社グループの企業価値ひいては株主共同の利益を確保する必要があると考えております。

（2）当社の財産の有効な活用、適切な企業集団の形成その他の会社の支配に関する基本方針の実現に資する特別な取組み

当社は、企業価値をさらに向上させるために、研究開発投資、人材育成投資を積極的に行い、当社の企業価値の源泉である技術開発力、コンサルティング営業力、製造販売力のより一層の強化を進めます。技術開発力の強化においては、顧客ニーズと品質管理に対応した商品開発を行っており、既存事業領域に留まらない新分野への技術開発に取り組むと同時に、環境保全に配慮した地球に優しく安全性の高い商品・工法の開発を推進し、豊かな国土開発に貢献できる企業を目指します。また、全国を網羅する製造販売拠点においては、新鋭設備の導入による効率化をすすめ、高品質な商品を低コストで供給するノウハウの洗練を図ると共に、ＩＴ技術を活用した生産管理システムの構築により迅速な供給体制を整備いたします。

このような企業活動により、これからも当社は、「開拓者精神」を持ったジオテクノロジーのトップブランドカンパニーとして様々なソリューションを通じて社会に貢献し、当社の企業価値および株主共同の利益の向上を図ってまいります。

当社のコーポレート・ガバナンスの考え方は、企業価値ひいては株主共同の利益の向上のために、社会の信頼を得られる企業であり続けることです。その強化の一環として、これまでに以下の施策を行ってまいりました。

当社は、2000年６月28日開催の当社取締役会において、業務執行責任の強化、明確化を図るため、執行役員制度を導入いたしました。2001年６月26日開催の定時株主総会において、株主の皆様に対する経営陣の責任を明確化するために、当社の取締役の任期を２年から１年に短縮しております。当社の取締役会は、独立社外取締役１名を含む取締役６名で構成され、経営の最高意思決定機関として重要事項を決定しております。また経営執行役会においても専門性に優れる執行役員が迅速に業務執行事項を決定しております。業務執行にあたり監査役会は、社外監査役２名を含む監査役３名で構成されており、取締役とは職責を異にする独立機関であることを認識し、十分な経営チェックを行える体制としております。

さらに、当社は、内部監査部門として内部監査室によるコンプライアンスやリスク管理の状況などの定期的な監査、会計監査人による当社の内部統制システムの適正性・有効性についての監査および子会社に対する適切な管理を行うなど、適切な企業統治体制を確立しております。

当社は、今後とも、より一層のコーポレート・ガバナンスの強化・充実に取組んで参ります。

（3）会社の支配に関する基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組み

当社は、2024年5月14日開催の取締役会および2024年６月19日開催の当社第91回定時株主総会の各決議に基づき、2021年６月15日に更新した「当社株式の大量買付行為への対応策」（買収への対応方針）の内容を一部改定した上で、更新いたしました。（以下、更新後の買収への対応方針を「本プラン」といいます。）

本プランは、当社グループの企業価値ひいては株主共同の利益を確保・向上させることを目的として、当社の株券等の大量買付行為が行われる場合に、大量買付行為を行おうとする者（以下「大量買付者」といいます。）に対し、(i) 事前に当該大量買付行為に関する必要かつ十分な情報の提供を求め、(ii) 当社が当該大量買付行為についての情報収集・検討等を行う時間を確保した上で、(iii) 株主の皆様に対し当社経営陣の計画や代替案等を提示すること、あるいは大量買付者との交渉を行っていくための手続を定めています。かかる大量買付行為についての必要かつ十分な情報の収集・検討等を行う時間を確保するため、大量買付者には、取締役会評価期間が経過し、かつ当社取締役会または株主総会が対抗措置としての新株予約権無償割当てを実施するか否かについて決議を行うまで大量買付行為の開始をお待ちいただくように要請するものです。

当社取締役会は、大量買付者が本プランに定められた手続を遵守したか否か、大量買付者が本プランに定められた手続を遵守した場合であってもその大量買付行為が当社の企業価値ひいては株主共同の利益を著しく損なうものとして対抗措置としての新株予約権無償割当てを実施するか否か、および、対抗措置としての新株予約権無償割当てを実施するか否かについて株主総会に諮るか否かの判断については、その客観性、公正性および合理性を担保するため、当社取締役会は、当社取締役会から独立した組織として独立委員会を設置し、独立委員会に必ず諮問することとします。

本プランは、以下の①ないし③のいずれかに該当し、またはその可能性がある行為がなされ、またはなされようとする場合（以下「大量買付行為」といいます。）を適用対象とします。

① 当社が発行者である株券等に関する大量買付者の株券等保有割合が20%以上となる当該株券等の買付その他の取得
② 当社が発行者である株券等に関する大量買付者の株券等所有割合とその特別関係者の株券等所有割合との合計が20%以上となる当該株券等の買付その他の取得
③ 当社が発行者である株券等に関する大量買付者が、当社の他の株主との間で当該他の株主（複数である場合を含みます。以下③において同じとします。）が当該大量買付者の共同保有者に該当することとなる行為、または当該大量買付者と当該他の株主との間にその一方が他方を実質的に支配しもしくはそれらの者が共同ないし協調して行動する関係を樹立する行為（但し、当社が発行者である株券等につき当該大量買付者と当該他の株主の株券等保有割合の合計が20%以上となるような場合に限ります。）

大量買付行為を行う大量買付者には、当社取締役会が不要と判断した場合を除き、大量買付行為の実行に先立ち、本プランに定める手続を遵守する旨の誓約文言を含む書面（以下「意向表明書」といいます。）を当社に対して提出して頂きます。当社は、意向表明書を受領した日から１０営業日以内に、買付説明書（以下に定義されます。）の様式を大量買付者に対して交付いたします。大量買付者は当社が交付した書式に従い、当社株主の皆様の判断および当社取締役会としての意見形成のために必要かつ十分な情報（以下「本必要情報」といいます。）等を記載した買付説明書を当社に提出していただきます。なお、意向表明書および買付説明書における使用言語は日本語に限ります。

次に、大量買付者より本必要情報の提供が十分になされたと認めた場合、当社取締役会は、60日間（対価を現金（円貨）のみとする公開買付けによる当社全株式の買付けの場合）または90日間（その他の大量買付行為の場合）の取締役会評価期間を設定します。当社取締役会は、その判断の透明性を高めるため、大量買付行為の内容に対する当社取締役会の意見、当社取締役会が代替案を作成した場合にはその概要、その他当社取締役会が適切と判断する事項について、営業秘密等開示に不適切と当社取締役会が判断した情報を除き、情報開示を行います。

独立委員会は、大量買付者および当社取締役会から提供された情報に基づき、必要に応じて、外部専門家等の助言を得て大量買付行為の内容の評価・検討等を行い、取締役会評価期間内に対抗措置としての新株予約権無償割当てを実施するか否かにつき株主総会に諮るべきである旨を当社取締役会に勧告します。独立委員会は、その判断の透明性を高めるため、大量買付者から提供された本必要情報、大量買付者の大量買付行為の内容に対する当社取締役会の意見、当社取締役会から提出された代替案の概要その他独立委員会が適切と判断する事項について、営業秘密等開示に不適切と独立委員会が判断した情報を除き、取締役会を通じて情報開示を行います。

当社取締役会は、独立委員会の勧告を最大限尊重したうえで、取締役会評価期間内に対抗措置としての新株予約権無償割当ての実施もしくは不実施の決議または株主総会招集の決議その他必要な決議を遅滞なく行います。新株予約権無償割当てを実施するか否かにつき株主総会において株主の皆様にお諮りする場合には、株主総会招集の決議の日より最長60日以内に当社株主総会を開催することとします。

対抗措置としての新株予約権無償割当てを実施する場合には、新株予約権者は、当社取締役会が定めた１円以上の額を払い込むことにより新株予約権を行使し、当社普通株式を取得することができるものとし、当該新株予約権には、大量買付者等による権利行使が認められないという行使条件や当社が大量買付者等以外の者から当社株式と引換えに新株予約権を取得することができる旨の取得条項等を付すことがあるものとします。また、当社取締役会は、当社取締役会または株主総会が新株予約権無償割当てを実施することを決定した後も、新株予約権無償割当ての実施が適切でないと判断した場合には、独立委員会の勧告を最大限尊重した上で、新株予約権無償割当ての中止または変更を行うことがあります。当社取締役会は、前述の決議を行った場合は、適時適切に情報開示をします。

本プランの有効期間は、2024年６月19日開催の当社第91回定時株主総会の終結の時から３年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとします。また、取締役会は、本プランの有効期間中に独立委員会の承認を得たうえで、本プランの内容を変更する場合があります。

なお、本プランの詳細については、インターネット上の当社ウェブサイト（アドレス https://www.m-sekisan.co.jp/news/ir/）に掲載している2024年５月14日付プレスリリースをご覧ください。

（４）具体的取組みに対する当社取締役会の判断及びその理由

（２）に記載した当社の財産の有効な活用、適切な企業集団の形成その他の会社の支配に関する基本方針の実現に資する特別な取組みは、（２）に記載したとおり、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を向上させるための具体的方策であり、当社の会社役員の地位の維持を目的とするものではなく、当社の基本方針に沿うものです。

また、（３）に記載した本プランも、（３）に記載したとおり、企業価値ひいては株主共同の利益を確保・向上させるために導入されたものであり、当社の役員の地位の維持を目的とするものではなく、当社の基本方針に沿うものです。特に、本プランは、当社取締役会から独立した組織として独立委員会を設置し、新株予約権無償割当ての実施もしくは不実施または株主総会招集の判断の際には取締役会はこれに必ず諮問することとなっていること、独立委員会は当社の費用で独立した第三者である外部専門家等を利用することができるとされていること、本プランの有効

期間は３年であり、その更新については株主の皆様のご承認をいただくこととなっていること等その内容において公正性・客観性が担保される工夫がなされている点において、企業価値ひいては株主共同の利益に資するものであって、当社の会社役員の地位の維持を目的とするものではありません。

連結計算書類

連結貸借対照表

2026年３月31日現在
（単位：百万円）

科目	金額	科目	金額
資産の部		**負債の部**	
流動資産	**80,956**	**流動負債**	**25,989**
現金及び預金	47,931	支払手形及び買掛金	6,455
受取手形	3,750	電子記録債務	6,826
売掛金	10,331	短期借入金	66
契約資産	8,780	リース債務	225
電子記録債権	4,158	未払金	4,047
商品及び製品	4,232	未払費用	1,865
仕掛品	16	未払消費税等	921
原材料及び貯蔵品	1,251	未払法人税等	3,772
前払費用	55	工事損失引当金	64
短期貸付金	42	保証工事引当金	18
未収入金	47	その他	1,725
その他	358	**固定負債**	**11,602**
貸倒引当金	△1	長期借入金	54
固定資産	**60,339**	長期預り保証金	213
有形固定資産	**20,832**	リース債務	502
建物及び構築物（純額）	4,063	繰延税金負債	8,784
機械装置及び運搬具（純額）	4,831	役員退職慰労引当金	674
工具器具備品（純額）	1,821	退職給付に係る負債	1,064
土地	6,537	保証工事引当金	77
建設仮勘定	3,371	固定資産解体費用引当額	49
その他（純額）	207	その他	182
無形固定資産	**923**	**負債合計**	**37,592**
ソフトウエア	773	**純資産の部**	
その他	149	**株主資本**	**82,334**
投資その他の資産	**38,583**	**資本金**	**2,146**
投資有価証券	36,866	**資本剰余金**	**94**
長期貸付金	227	**利益剰余金**	**88,364**
差入保証金	355	**自己株式**	**△8,270**
長期前払費用	38	**その他の包括利益累計額**	**19,264**
繰延税金資産	607	**その他有価証券評価差額金**	**19,264**
その他	671	**非支配株主持分**	**2,103**
貸倒引当金	△183	**純資産合計**	**103,702**
資産合計	**141,295**	**負債純資産合計**	**141,295**

連結損益計算書

自2025年４月１日　至2026年３月31日
（単位：百万円）

科目	金額	
売上高		**99,854**
売上原価		**75,169**
売上総利益		24,684
販売費及び一般管理費		**7,085**
営業利益		**17,598**
営業外収益		
受取利息及び配当金	1,258	
その他	162	1,420
営業外費用		
操業休止費用	22	
撤去費用	4	
設備復旧費用	26	
棚卸資産除却損	13	
その他	29	96
経常利益		**18,923**
特別利益		
固定資産売却益	49	
子会社株式売却益	850	
投資有価証券売却益	227	
その他	30	1,158
特別損失		
固定資産除売却損	33	
固定資産解体費用引当金繰入	49	
廃棄処分損	42	
損害賠償金	1	
固定資産圧縮損	30	
その他	0	157
税金等調整前当期純利益		**19,923**
法人税、住民税及び事業税	6,042	
法人税等調整額	△111	5,931
当期純利益		**13,992**
非支配株主に帰属する当期純利益		209
親会社株主に帰属する当期純利益		**13,782**

連結株主資本等変動計算書

自2025年４月１日　至2026年３月31日
(単位：百万円)

項目	株主資本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
当期首残高	2,146	91	77,530	△6,837	72,930
当期変動額					
剰余金の配当			△2,949		△2,949
親会社株主に帰属する当期純利益			13,782		13,782
自己株式の取得				△1,432	△1,432
非支配株主との取引に係る親会社の持分変動		3			3
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）					—
当期変動額合計	—	3	10,833	△1,432	9,404
当期末残高	2,146	94	88,364	△8,270	82,334

項目	その他の包括利益累計額		非支配株主持分	純資産合計
	その他有価証券評価差額金	その他の包括利益累計額合計		
当期首残高	15,650	15,650	1,961	90,542
当期変動額				
剰余金の配当				△2,949
親会社株主に帰属する当期純利益				13,782
自己株式の取得				△1,432
非支配株主との取引に係る親会社の持分変動				3
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	3,613	3,613	142	3,756
当期変動額合計	3,613	3,613	142	13,160
当期末残高	19,264	19,264	2,103	103,702

連結注記表

（連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記等）

1．連結の範囲に関する事項

（1）連結子会社の数及び主要な連結子会社の名称

連結子会社の数 19社

主要な連結子会社の名称

滋賀セキサン㈱、東京セキサン㈱、セキサンピーシー㈱、㈱福井リサイクルセンター、㈱浦和スプリングレーンズ、福井システムズ㈱及び㈱トスマク・アイであります。

ゲイトウェイ・コンピュータ㈱については、当連結会計年度において、保有株式を売却したことにより、連結子会社から除外しております。

（2）主要な非連結子会社の名称

㈱ホンダベルノ福井

連結の範囲から除いた理由

非連結子会社１社は、小規模であり、合計の総資産、売上高、当期純損益（持分に見合う額）及び利益剰余金（持分に見合う額）等は、いずれも連結計算書類に重要な影響を及ぼしていないため、連結の範囲から除いております。

2．持分法の適用に関する事項

（1）持分法を適用した会社はありません。

（2）持分法を適用しない非連結子会社又は関連会社の名称

㈱ホンダベルノ福井　他３社

持分法を適用しない理由

持分法を適用しない非連結子会社又は関連会社はいずれも、それぞれ当期純損益（持分に見合う額）及び利益剰余金（持分に見合う額）等からみて、連結計算書類に及ぼす影響が軽微であり、かつ、全体としても重要性がないため、持分法の適用から除外しております。

3．会計方針に関する事項

（1）資産の評価基準及び評価方法

①　有価証券の評価基準及び評価方法

その他有価証券

市場価格のない株式等以外のもの……期末日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）

市場価格のない株式等……移動平均法による原価法

②　棚卸資産の評価基準及び評価方法

通常の販売目的で保有する棚卸資産

評価基準は、主として総平均法による原価法（収益性の低下による簿価切下げの方法）によっております。

(2) 固定資産の減価償却の方法

① 有形固定資産（リース資産を除く）

定率法（但し、1998年４月１日以降に取得した建物（建物附属設備を除く）並びに2016年４月１日以降に取得した建物附属設備及び構築物については定額法）

また、原石山については生産高比例法を採用しております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物及び構築物　　10年～50年

機械装置及び運搬具　　４年～９年

② 無形固定資産（リース資産を除く）

定額法

なお、自社利用のソフトウエアについては、社内における利用可能期間（５年）に基づく定額法を採用しております。

③ リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額をゼロとする定額法によっております。

なお、主なリース期間は５年です。

(3) 引当金の計上基準

貸倒引当金……	債権等の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。
役員退職慰労引当金……	役員及び経営執行役の退職慰労金の支出に備えるため、内規に基づく期末要支給額を計上しております。
工事損失引当金……	連結会計年度末の手持工事のうち損失の発生が見込まれるものについて、将来の損失に備えるため、その損失見込額を計上しております。
保証工事引当金……	原材料採取地を原状復帰するために将来発生する費用について、連結会計年度末における費用見込額を計上しております。
固定資産解体費用引当金	固定資産の解体に伴う支出に備えるため、将来発生すると見込まれる見込額を計上しております。

(4) 収益及び費用の計上基準

当社及び連結子会社の顧客との契約から生じる収益に関する主要な事業における主な履行義務の内容及び当該履行義務を充足する通常の時点（収益を認識する通常の時点）は以下のとおりであります。

顧客との契約について、以下の５ステップアプローチに基づき、約束した財又はサービスの支配が顧客に移転した時点で当該財又はサービスと交換に権利を得ると見込む対価の額で収益を認識しております。

ステップ１：顧客との契約を識別する。
ステップ２：契約における履行義務を識別する。
ステップ３：取引価格を算定する。
ステップ４：契約における履行義務に取引価格を配分する。
ステップ５：履行義務を充足した時に又は充足するにつれて収益を認識する。

① コンクリート二次製品関連
　コンクリート二次製品関連においては、主にコンクリートパイル製品の販売及び請負工事を行っております。コンクリートパイル製品の販売と請負工事を単一の履行義務として識別したうえで、契約における履行義務を充足するにつれて一定の期間にわたり収益を認識しております。当該工事契約における履行義務の性質を考慮した結果、原価の発生が工事の進捗度を適切に表すと判断しているため、履行義務の充足に係る進捗度の見積りの方法は、見積総原価に対する実際原価の割合（インプット法）によっております。

② 情報関連
　主にコンピュータ周辺装置等の販売、ソフトウエアの受託製作を行っております。製品の販売については、顧客に引き渡した時点又は顧客が検収した時点で収益を認識しております。
　ソフトウエアの受託製作については、一定の期間にわたり履行義務が充足されると判断し、履行義務の充足に係る進捗度に基づき収益を認識しております。当該ソフトウエアの受託製作における履行義務の性質を考慮した結果、原価の発生が受託製作の進捗度を適切に表すと判断しているため、履行義務の充足に係る進捗度の見積りの方法は、見積総原価に対する実際原価の割合（インプット法）によっております。進捗度の測定は、各報告期間の期末日までに発生した原価が予想される原価の総額に占める割合に基づいて行っております。なお、契約における取引開始日から完全に履行義務を充足すると見込まれる時点までの期間がごく短いソフトウエアの受託製作については代替的な取扱いを適用し、一定の期間にわたり収益を認識せず、完全に履行義務を充足した時点で収益を認識しております。

③ その他
　その他においては、主に一般廃棄物や産業廃棄物の収集運搬、資源再生販売、ビジネスホテルの運営を行っております。このような製品の販売及びサービスの提供については、顧客に引き渡した時点又は顧客が検収した時点で収益を認識しております。

(5) その他連結計算書類作成のための基本となる重要な事項
退職給付に係る会計処理の方法
当社及び連結子会社は、退職給付に係る負債及び退職給付費用の計算に、退職給付に係る期末自己都合要支給額を退職給付債務とする方法を用いた簡便法を適用しております。

（会計上の見積りに関する注記）

会計上の見積りにより当連結会計年度に係る連結計算書類にその額を計上した項目であって、翌連結会計年度に係る連結計算書類に重要な影響を及ぼす可能性があるものは、次のとおりです。

契約資産　8,780百万円

コンクリート二次製品関連においては、主にコンクリートパイル製品の販売及び請負工事を行っております。コンクリートパイル製品の販売と請負工事を単一の履行義務として識別したうえで、契約における履行義務を充足するにつれて一定の期間にわたり収益を認識しております。当該工事契約における履行義務の性質を考慮した結果、原価の発生が工事の進捗度を適切に表すと判断しているため、履行義務の充足に係る進捗度の見積りの方法は、見積総原価に対する実際原価の割合（インプット法）によっております。

工事損失引当金　64百万円

見積総原価が収益総額を超過する可能性が高く、かつ、その金額を合理的に見積ることができる場合には、超過すると見込まれる額のうち、当該工事契約に関して既に計上された損益の額を控除した残額を工事損失が見込まれた連結会計年度の損失として処理し、工事損失引当金を計上しております。

（連結貸借対照表に関する注記）

1．担保に供している資産及び担保に係る債務

該当事項はありません。

2．有形固定資産の減価償却累計額　43,869百万円

3．有形固定資産の取得価額から直接減額している圧縮記帳額

建物	5百万円
構築物	3百万円
機械及び装置	170百万円
車両運搬具	5百万円
器具工具	0百万円

（連結株主資本等変動計算書に関する注記）

1．当連結会計年度末日における発行済株式の数

普通株式　20,986,599株

2．剰余金の配当に関する事項

（1）配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額	1株当たり配当額	基準日	効力発生日
2025年6月18日 定時株主総会	普通株式	1,526百万円	86.0円	2025年3月31日	2025年6月19日
2025年11月12日 取締役会	普通株式	1,422百万円	81.0円	2025年9月30日	2025年12月15日

(2) 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度となるもの
2026年6月24日開催の定時株主総会の議案として、次の通り付議する予定です。

決議	株式の種類	配当の原資	配当金の総額	1株当たり配当額	基準日	効力発生日
2026年６月24日 (予定)定時株主総会	普通株式	利益剰余金	2,107百万円	120.0円	2026年３月31日	2026年６月25日

(注)当社は2026年4月1日を効力発生日として普通株式１株につき４株の割合で株式分割を実施しております。当連結会計年度の期末配当につきましては、配当基準日が2026年3月31日となりますので、当該株式分割実施前の株式数を基準として配当を実施いたします。

(金融商品に関する注記)

１．金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針
当社グループは、資金運用については短期的な預金等に限定し、必要に応じて銀行等金融機関からの借入により資金を調達しております。

(2) 金融商品の内容及びリスク
営業債権である受取手形及び売掛金は、顧客の信用リスクに晒されております。
投資有価証券は主として株式であり、市場価格の変動リスクに晒されております。
営業債務である支払手形及び買掛金は、ほとんどが５ヶ月以内の支払期日であります。
借入金及びファイナンス・リース取引に係るリース債務は、主に設備投資に必要な資金の調達を目的としたものであり、償還日は決算日後、最長で５年後であります。

(3) 金融商品に係るリスク管理体制
①信用リスク（取引先の契約不履行等に係るリスク）の管理
当社は、与信管理規程に従い、取引先ごとに信用調査を行った上で与信枠の決定を行っており、財務状況等の悪化等による回収懸念の早期把握や軽減を図っております。連結子会社についても当社の規程に準じて、同様の管理を行っております。
②市場リスクの管理
投資有価証券については、安全性の高い上場株式が大半を占めておりますが、定期的に時価を把握しつつ、発行体（取引先企業）の財務状況等の把握にも努めております。
③資金調達に係る流動性リスク（支払期日に支払いを実行できなくなるリスク）の管理
営業債務や借入金は流動性リスクに晒されておりますが、当グループでは、各社が月次に資金繰計画を作成するなどの方法により管理しております。

(4) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明
金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することもあります。

2．金融商品の時価等に関する事項

2026年３月31日（当期の連結決算日）における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、市場価格のない株式等は、次表には含めておりません。（(注２）を参照ください。）また、現金は注記を省略しており、預金は短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似することから、注記を省略しております。

（単位：百万円）

	連結貸借対照表計上額	時価	差額
(1) 受取手形	3,750	3,750	—
(2) 売掛金	10,331	10,331	—
(3) 電子記録債権	4,158	4,158	—
(4) 投資有価証券			
その他有価証券	36,401	36,401	—
資産計	54,642	54,642	—
(1) 支払手形及び買掛金	6,455	6,455	—
(2) 電子記録債務	6,826	6,826	—
(3) 未払金	4,047	4,047	—
負債計	17,329	17,329	—

(注１）有価証券及びデリバティブ取引に関する事項

(1) 有価証券及び投資有価証券

①満期のある有価証券は保有しておりません。

②その他有価証券の当連結会計年度中の売却額は233百万円であり、売却益の合計は227百万円であります。また、その他有価証券において、種類ごとの取得原価又は償却原価、連結貸借対照表計上額及びこれらの差額については、次のとおりであります。

（単位：百万円）

	種類	取得価額又は償却原価	連結貸借対照表計上額	差額
連結貸借対照表計上額が取得価額又は償却原価を超えるもの	(1) 株式	7,980	36,401	28,421
	(2) 債券	—	—	—
	(3) その他	—	—	—
	小計	7,980	36,401	28,421
連結貸借対照表計上額が取得価額又は償却原価を超えないもの	(1) 株式	—	—	—
	(2) 債券	—	—	—
	(3) その他	—	—	—
	小計	—	—	—
合計		7,980	36,401	28,421

(2) デリバティブ取引
該当事項はありません。

(注２) 市場価格のない株式等

(単位：百万円)

区分	連結貸借対照表計上額
非上場株式	465

これらについては、「その他投資有価証券」には含めておりません。

(注３) 金銭債権及び満期がある有価証券の連結決算日後の償還予定額

(単位：百万円)

	１年内	１年超５年内	５年超10年内	10年超
受取手形	3,750	—	—	—
売掛金	10,331	—	—	—
電子記録債権	4,158	—	—	—
合計	18,240	—	—	—

３．金融商品の時価の適切な区分ごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に用いたインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価 ：同一の資産又は負債の活発な市場における（無調整の）相場価格により算定した時価
レベル2の時価 ：レベル1のインプット以外の直接又は間接的に観察可能なインプットを用いて算定した時価
レベル3の時価 ：重要な観察できないインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれの属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

（１）時価をもって連結貸借対照表計上額とする金融資産及び金融負債

(単位：百万円)

区分	時価			
	レベル１	レベル２	レベル３	合計
投資有価証券				
その他有価証券				
株式	36,401	—	—	36,401
債券	—	—	—	—
その他	—	—	—	—
資産計	36,401	—	—	36,401
負債計	—	—	—	—

（2）時価をもって連結貸借対照表計上額としない金融資産及び金融負債

（単位：百万円）

区分	時価			
	レベル１	レベル２	レベル３	合計
受取手形	—	3,750	—	3,750
売掛金	—	10,331	—	10,331
電子記録債権	—	4,158	—	4,158
資産計	—	18,240	—	18,240
支払手形及び買掛金	—	6,455	—	6,455
電子記録債務	—	6,826	—	6,826
未払金	—	4,047	—	4,047
負債計	—	17,329	—	17,329

（注）時価の算定に用いた評価技法及びインプットの説明

有価証券及び投資有価証券

上場株式は相場価格を用いて評価しております。上場株式は活発な市場で取引されているため、その時価をレベル1の時価に分類しております。

受取手形及び売掛金、電子記録債権

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっており、レベル2の時価に分類しております。

支払手形及び買掛金、電子記録債務、未払金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっており、レベル2の時価に分類しております。

なお、短期貸付金、長期貸付金、短期借入金、長期借入金、リース債務については、重要性に乏しいと判断されるため注記を省略しております。

（賃貸等不動産に関する注記）

１．賃貸等不動産の状況に関する事項

当社及び一部の子会社では、埼玉県その他の地域において、賃貸用のオフィスビル等（土地を含む）を有しております。

２．賃貸等不動産の時価に関する事項

（単位：百万円）

連結貸借対照表計上額	連結決算日における時価
743	4,434

（注１）連結貸借対照表計上額は、取得原価から減価償却累計額を控除した金額であります。

（注２）当期末の時価は、主として「不動産鑑定評価基準」に基づいて自社で算定した金額（指標等を用いて調整を行ったものを含む。）であります。

（収益認識に関する注記）

1．顧客との契約から生じる収益を分解した情報

（単位：百万円）

	報告セグメント			その他事業	合計
	コンクリート二次製品関連事業	情報関連事業	計		
一時点で移転される財又はサービス	9,207	5,381	14,589	8,930	23,519
一定の期間にわたり移転される財又はサービス	73,952	2,069	76,021	—	76,021
顧客との契約から生じる収益	83,159	7,450	90,610	8,930	99,541
その他の収益	—	—	—	313	313
外部顧客への売上高	83,159	7,450	90,610	9,244	99,854

2．顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報

収益を理解するための基礎となる情報は、「連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項 3．（4）収益及び費用の計上基準」に記載のとおりです。

3．当連結会計年度及び翌連結会計年度以降の収益の金額を理解するための情報

（1）契約資産及び契約負債の残高等

（単位：百万円）

	当連結会計年度
顧客との契約から生じた債権（期首残高）	16,975
顧客との契約から生じた債権（期末残高）	18,240
契約資産（期首残高）	5,968
契約資産（期末残高）	8,780
契約負債（期首残高）	456
契約負債（期末残高）	468

（2）残存履行義務に配分した取引価格

当社及び連結子会社では、当初に予想される契約期間が1年を超える重要な取引がないため、残存履行義務に配分した取引価格の注記を省略しております。

（1株当たり情報に関する注記）

1．1株当たり純資産額　1,446円20銭

2．1株当たり当期純利益　195円84銭

(注) 1．当社は2026年4月1日付で普通株式1株につき4株の割合で株式分割を行っております。当連結会計年度の期首に当該株式分割が行われたと仮定して1株当たりの純資産額及び1株当たりの当期純利益金額を算定しております。

2．１株当たり当期純利益の算定上の基礎

連結損益計算書上の親会社株主に帰属する当期純利益	13,782百万円
普通株主に帰属しない金額	―
普通株式に係る親会社株主に帰属する当期純利益	13,782百万円
普通株式の期中平均株式数	70,378,173株

（重要な後発事象に関する注記）

株式分割および株式分割に伴う定款の一部変更

当社は、2026年2月13日開催の取締役会決議に基づき、2026年4月1日付で株式分割および株式分割に伴う定款の一部変更を行っております。

Ⅰ.株式分割について

１.株式分割の目的

当社株式の投資単位当たりの投資金額を引き下げることにより、投資家の皆様がより投資しやすい環境を整え、当社株式の流動性の向上と投資家層の拡大を図ることを目的とするものであります。

２.株式分割の概要

①分割の方法

2026年3月31日（火曜日）を基準日として、同日最終の株主名簿に記載または記録された株主の所有する普通株式を、1株につき4株の割合をもって分割いたします。

②分割により増加する株式数

株式分割前の発行済株式の総数　20,986,599株
今回の分割により増加する株式数　62,959,797株
株式分割後の発行済株式の総数　83,946,396株
株式分割後の発行可能株式総数　120,000,000株

③分割の日程

基準日公告日　2026年3月16日（月曜日）
基準日　2026年3月31日（火曜日）
効力発生日　2026年4月 1日（水曜日）

④1株当たり情報に及ぼす影響

当該株式分割による影響については、（1株当たり情報に関する注記）に記載しております。

⑤その他

今回の株式分割に際して、資本金の変更はありません。

Ⅱ.定款の一部変更について
1.変更の理由
今回の株式分割に伴い、会社法第184条第２項の規定に基づき、2026年4月1日をもって、当社定款を下記のとおり一部変更いたします。

2.定款変更の内容

（下線は変更箇所を示します。）

変更前	変更後
（会社の発行可能株式総数） 第６条　当会社の発行可能株式総数は3,000万株とする。	（会社の発行可能株式総数） 第６条　当会社の発行可能株式総数は12,000万株とする。

3.定款変更の日程
取締役会決議日　　2026年2月13日（金曜日）
効力発生日　　2026年4月 1日（水曜日）

計算書類

（単体）貸借対照表

2026年３月31日現在
（単位：百万円）

科目	金額	科目	金額
資産の部		**負債の部**	
流動資産	**65,478**	**流動負債**	**29,885**
現金及び預金	38,564	支払手形	2,567
受取手形	3,665	電子記録債務	3,863
売掛金	6,717	買掛金	5,178
契約資産	8,513	短期借入金	9,628
電子記録債権	3,938	リース債務	4
商品及び製品	586	未払金	3,921
仕掛品	1	未払費用	550
原材料及び貯蔵品	188	未払消費税等	599
前払費用	10	未払法人税等	2,910
短期貸付金	3,159	前受金	204
未収入金	0	預り金	34
その他	133	設備関係支払手形	292
		工事損失引当金	64
		保証工事引当金	18
		その他	45
固定資産	**45,071**	**固定負債**	**8,123**
有形固定資産	**6,953**	退職給付引当金	26
建物（純額）	564	役員退職慰労引当金	592
構築物（純額）	83	長期預り保証金	173
機械及び装置（純額）	646	リース債務	7
車両運搬具（純額）	40	繰延税金負債	7,131
工具器具備品（純額）	1,140	保証工事引当金	77
土地	3,962	その他	113
建設仮勘定	312	**負債合計**	**38,008**
その他（純額）	203	**純資産の部**	
無形固定資産	**495**	**株主資本**	**56,260**
ソフトウエア	389	**資本金**	**2,146**
その他	105	**利益剰余金**	**62,385**
投資その他の資産	**37,622**	利益準備金	536
投資有価証券	909	その他利益剰余金	61,848
関係会社株式	36,318	研究開発積立金	1,640
出資金	2	配当積立金	300
長期貸付金	227	別途積立金	35,360
差入保証金	142	繰越利益剰余金	24,548
長期前払費用	12	**自己株式**	**△8,270**
固定化営業債権	173	**評価・換算差額等**	**16,281**
その他	19	**その他有価証券評価差額金**	**16,281**
貸倒引当金	△182	**純資産合計**	**72,541**
資産合計	**110,550**	**負債純資産合計**	**110,550**

（単体）損益計算書

自2025年４月１日　至2026年３月31日
（単位：百万円）

科目	金額	
売上高		**74,911**
売上原価		**57,715**
売上総利益		17,195
販売費及び一般管理費		**4,923**
営業利益		**12,272**
営業外収益		
受取利息及び配当金	2,548	
その他	55	2,603
営業外費用		
支払利息	96	
売上割引	2	
その他	14	112
経常利益		**14,762**
特別利益		
固定資産売却益	7	
子会社株式売却益	806	
投資有価証券売却益	227	1,041
特別損失		
固定資産除売却損	2	
廃棄処分損	42	
その他	0	45
税引前当期純利益		**15,758**
法人税、住民税及び事業税	4,204	
法人税等調整額	△149	4,055
当期純利益		**11,703**

（単体）株主資本等変動計算書

自2025年４月１日　至2026年３月31日
（単位：百万円）

項目	株主資本						
	資本金	利益剰余金					
		利益準備金	その他利益剰余金				利益剰余金合計
			研究開発積立金	配当積立金	別途積立金	繰越利益剰余金	
当期首残高	2,146	536	1,640	300	33,360	17,794	53,630
当期変動額							
別途積立金の積立					2,000	△2,000	—
剰余金の配当						△2,949	△2,949
当期純利益						11,703	11,703
自己株式の取得							
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）							
当期変動額合計	—	—	—	—	2,000	6,754	8,754
当期末残高	2,146	536	1,640	300	35,360	24,548	62,385

項目	株主資本		評価・換算差額等		純資産合計
	自己株式	株主資本合計	その他有価証券評価差額金	評価・換算差額等合計	
当期首残高	△6,837	48,939	13,132	13,132	62,071
当期変動額					
別途積立金の積立		—			—
剰余金の配当		△2,949			△2,949
当期純利益		11,703			11,703
自己株式の取得	△1,432	△1,432			△1,432
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）			3,148	3,148	3,148
当期変動額合計	△1,432	7,321	3,148	3,148	10,470
当期末残高	△8,270	56,260	16,281	16,281	72,541

個別注記表

（重要な会計方針に係る事項に関する注記）

1．資産の評価基準及び評価方法

（1）有価証券の評価基準及び評価方法

子会社及び関連会社株式……移動平均法による原価法

その他有価証券

市場価格のない株式等以外のもの……　期末日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）

市場価格のない株式等……移動平均法による原価法

（2）棚卸資産の評価基準及び評価方法

通常の販売目的で保有する棚卸資産

評価基準は、主として総平均法による原価法（収益性の低下による簿価切下げの方法）によっております。

2．固定資産の減価償却の方法

（1）有形固定資産（リース資産を除く）

定率法（但し、1998年４月１日以降に取得した建物（建物附属設備は除く）並びに2016年４月１日以降に取得した建物附属設備及び構築物については定額法）

また、原石山については生産高比例法を採用しております。

なお、主な耐用年数は次のとおりであります。

建物及び構築物　10年～50年

機械装置及び運搬具　４年～９年

（2）無形固定資産（リース資産を除く）

定額法

なお、自社利用のソフトウエアについては、社内における利用可能期間（５年）に基づく定額法を採用しております。

（3）リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額をゼロとする定額法によっております。

なお、主なリース期間は５年です。

3．引当金の計上基準

貸倒引当金……債権等の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

退職給付引当金……確定拠出年金又は前払退職金制度の選択制度、並びに旧制度における従業員の既得権を補償するため、57歳以上で退職する場合は一定額を支給する退職一時金も設けております。当該一時金制度に関する支出に備えるため、当事業年度末における見込額を計上しております。退職給付引当金及び退職給付費用の計算に、退職給付に係る期末自己都合要支給額を退職給付債務とする方法を用いた簡便法を適用しております。

役員退職慰労引当金……役員及び経営執行役の退職慰労金の支出に備えるため、内規に基づく期末要支給額を計上しております。

工事損失引当金……事業年度末の手持工事のうち損失の発生が見込まれるものについて、将来の損失に備えるため、その損失見込額を計上しております。

保証工事引当金……原材料採取地を原状復帰するために将来発生する費用について、事業年度末における費用見込額を計上しております。

4．収益及び費用の計上基準

当社顧客との契約から生じる収益に関する主要な事業における主な履行義務の内容及び当該履行義務を充足する通常の時点（収益を認識する通常の時点）は以下のとおりであります。

コンクリート二次製品関連

コンクリート二次製品関連においては、主にコンクリートパイル製品の販売及び請負工事を行っております。コンクリートパイル製品の販売と請負工事を単一の履行義務として識別したうえで、契約における履行義務を充足するにつれて一定の期間にわたり収益を認識しております。当該工事契約における履行義務の性質を考慮した結果、原価の発生が工事の進捗度を適切に表すと判断しているため、履行義務の充足に係る進捗度の見積りの方法は、見積総原価に対する実際原価の割合（インプット法）によっております。

（会計上の見積りに関する注記）

会計上の見積りにより当事業年度に係る計算書類にその額を計上した項目であって、翌事業年度に係る計算書類に重要な影響を及ぼす可能性があるものは、次のとおりです。

契約資産	8,513百万円
工事損失引当金	64百万円

上記項目に係る会計上の見積りの内容に関する理解に資する情報については、連結注記表と同一であります。

（貸借対照表に関する注記）

1．担保に供している資産及び担保に係る債務
　該当事項はありません。
2．有形固定資産の減価償却累計額　16,873百万円
3．有形固定資産の取得価額から直接減額している圧縮記帳額
　建物　1百万円
　機械及び装置　51百万円
4．関係会社に対する金銭債権及び金銭債務
　関係会社に対する短期金銭債権　4,587百万円
　関係会社に対する短期金銭債務　15,359百万円

（損益計算書に関する注記）

関係会社との取引高
　営業取引による取引高
　　売上高　9,761百万円
　　仕入高　28,813百万円
　営業取引以外の取引による取引高　2,161百万円

（株主資本等変動計算書に関する注記）

1．当事業年度末日における発行済株式の数　普通株式　20,986,599株
2．当事業年度末日における自己株式の数　普通株式　3,423,569株
3．剰余金の配当に関する事項
（1）配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額	1株当たり配当額	基準日	効力発生日
2025年6月18日 定時株主総会	普通株式	1,526百万円	86.0円	2025年3月31日	2025年6月19日
2025年11月12日 取締役会	普通株式	1,422百万円	81.0円	2025年9月30日	2025年12月15日

(2) 基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌事業年度となるもの
2026年6月24日開催の定時株主総会の議案として、次の通り付議する予定です。

決議	株式の種類	配当の原資	配当金の総額	1株当たり配当額	基準日	効力発生日
2026年6月24日 (予定)定時株主総会	普通株式	利益剰余金	2,107百万円	120.0円	2026年3月31日	2026年6月25日

(注)当社は2026年4月1日を効力発生日として普通株式1株につき4株の割合で株式分割を実施しております。当事業年度の期末配当につきましては、配当基準日が2026年3月31日となりますので、当該株式分割実施前の株式数を基準として配当を実施いたします。

(税効果会計に関する注記)

繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別内訳

繰延税金資産	
貸倒引当金損金算入限度超過額	57百万円
賞与引当金損金算入限度超過額	81百万円
役員退職慰労引当金損金算入限度超過額	186百万円
退職給付引当金損金算入限度超過額	8百万円
減損損失	173百万円
未払事業税	151百万円
その他	72百万円
繰延税金資産小計	731百万円
評価性引当額	△410百万円
繰延税金負債との相殺	△320百万円
繰延税金資産合計	―百万円
繰延税金負債	
その他有価証券評価差額金	7,452百万円
その他	―百万円
繰延税金負債小計	7,452百万円
繰延税金資産との相殺	△320百万円
繰延税金負債合計	7,131百万円
繰延税金資産（負債△）の純額	△7,131百万円

（関連当事者との取引に関する注記）

（1）親会社及び法人主要株主等

種類	会社等の名称	事業の内容又は職業	議決権等の所有(被所有)割合(%)	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額(百万円)	科目	期末残高(百万円)
その他の関係会社	三谷商事㈱	総合商社	(所有) 直接16.0 間接 2.6 (被所有) 直接10.4 間接 8.2	製品の販売及び原材料等の一部購入 役員の兼任有り	製品等の販売 ｾﾒﾝﾄ等の購入 関係会社株式の売却	533 3,660 220	受取手形 売 掛 金 支払手形 買 掛 金 未 払 金 —	145 119 1,062 12 513 —

（注）1．記載金額のうち、取引金額には消費税等が含まれておらず、期末残高には消費税等が含まれております。
2．取引条件及び取引条件の決定方針　株式の売却価額については、両者協議の上、純資産価額方式により算定された株価を勘案したうえで、妥当な価格により決定しております。

（2）子会社等

種類	会社等の名称	事業の内容又は職業	議決権等の所有(被所有)割合(%)	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額(百万円)	科目	期末残高(百万円)
子会社	滋賀セキサン㈱	コンクリートパイル・ポール製造	(所有) 直接55.0	資材等の販売、製品の購入 資金の貸付 役員の兼任有り	資材等の販売 製品等の購入 利息の受取	1,825 5,717 6	売 掛 金 買 掛 金 未 払 金 短期貸付金	280 609 68 1,279
	東京セキサン㈱	コンクリートパイル・ポール製造	(所有) 直接100.0	資材等の販売、製品の購入 資金の借入 役員の兼任有り	資材等の販売 賃貸資産収入 製品等の購入 利息の支払	2,959 168 8,249 3	売 掛 金 買 掛 金 未 払 金 短期借入金	318 1,286 144 400
	ｾｷｻﾝﾋﾟｰｼｰ㈱	環境製品の製造・販売	(所有) 直接100.0	資材等の販売 資金の借入 役員の兼任有り	資材等の販売 利息の支払	74 29	売 掛 金 電子記録債権 短期借入金	6 20 3,100
	㈱湯和ｽﾌﾟﾘﾝｸﾞﾚｰﾝｽﾞ	ボウリング場、ホテル等の経営	(所有) 直接100.0	土地建物等の賃貸、資金の借入 役員の兼任有り	賃貸資産収入 利息の支払	176 12	売 掛 金 短期借入金	— 1,410
	㈱ﾄｽﾏｸ・ｱｲ	廃棄物収集等の環境衛生事業	(所有) 直接100.0	製品の購入 資金の借入	製品等の購入 利息の支払	2 19	買 掛 金 未 払 金 短期借入金	0 0 2,000

（注）1．記載金額のうち、取引金額には消費税が含まれておらず、期末残高には消費税等が含まれております。
2．取引条件及び取引条件の決定方針等
・資材等の販売及び土地建物等の賃貸については、当該資材等の市場価格を検討の上、価格交渉して決定しております。
・製品等の購入については、提示された価格並びに当該製品の市場価格を検討の上、価格交渉して決定しております。
・借入利息は市場金利を勘案して利率を合理的に決定しております。

（3）役員及び個人主要株主等

種類	会社等の名称	議決権等の所有(被所有)割合(%)	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額(百万円)	科目	期末残高(百万円)
役員	三谷　進治	(被所有) 直接 2.7	当社代表取締役	株式の購入 自己株式の取得	5 1,432	— —	— —

（注）1．株式の購入価格については、第三者機関の評価を参考に決定しております。
2．株式の取得については、東京証券取引所の自己株式立会外買付取引（ToSTNeT-3）において取引しています。

（収益認識に関する注記）

・収益を理解するための基礎となる情報
連結注記表と同一であります。

（1株当たり情報に関する注記）

1．1株当たり純資産額　1,032円59銭
2．1株当たり当期純利益　166円29銭

（注）1．当社は2026年4月1日付で普通株式1株につき4株の割合で株式分割を行っております。当事業年度の期首に当該株式分割が行われたと仮定して1株当たりの純資産額及び1株当たりの当期純利益金額を算定しております。
2．1株当たり当期純利益の算定上の基礎

損益計算書上の当期純利益	11,703百万円
普通株主に帰属しない金額	—
普通株式に係る当期純利益	11,703百万円
普通株式の期中平均株式数	70,378,173株

（重要な後発事象に関する注記）

当社は、2026年2月13日開催の取締役会決議に基づき、2026年4月1日付で株式の分割及び定款の一部変更を行っております。

詳細は、連結注記表「(重要な後発事象に関する注記)」に記載のとおりです。

監査報告書

会計監査人の監査報告書（連結）

独立監査人の監査報告書

2026年５月13日

三谷セキサン株式会社
取締役会　御中

太陽有限責任監査法人
北陸事務所

指定有限責任社員
業務執行社員　公認会計士　和田磨紀郎

指定有限責任社員
業務執行社員　公認会計士　南 波 洋 行

監査意見
　当監査法人は、会社法第444条第４項の規定に基づき、三谷セキサン株式会社の2025年４月１日から2026年３月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。
　当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、三谷セキサン株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠
　当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定（社会的影響度の高い事業体の財務諸表監査に適用される規定を含む。）に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容
　その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。
　当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。
　連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。
　当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。
　その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

連結計算書類に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任
　経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。
　連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。
　監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任
　監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。
　監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。
・　不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
・　連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
・　経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
・　経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
・　連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
・　連結計算書類に対する意見表明の基礎となる、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手するために、連結計算書類の監査を計画し実施する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指揮、監督及び査閲に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。
　監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。
　監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係
　会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

会計監査人の監査報告書（単体）

独立監査人の監査報告書

2026年５月13日

三谷セキサン株式会社
　　取締役会　御中

太陽有限責任監査法人
　北陸事務所

指定有限責任社員
業務執行社員　公認会計士　和田磨紀郎

指定有限責任社員
業務執行社員　公認会計士　南 波 洋 行

監査意見
　当監査法人は、会社法第436条第２項第１号の規定に基づき、三谷セキサン株式会社の2025年４月１日から2026年３月31日までの第93期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。
　当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠
　当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定（社会的影響度の高い事業体の財務諸表監査に適用される規定を含む。）に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容
　その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。
　当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。
　計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。
　当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。
　その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任
　経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。
　計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。
　監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任
　監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。
　監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。
・　不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
・　計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
・　経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
・　経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
・　計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
　監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。
　監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係
　会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

監査役会の監査報告書（連結・単体）

監 査 報 告 書

当監査役会は、2025年４月１日から2026年３月31日までの第93期事業年度における取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

１．監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

（1）監査役会は、監査の方針及び監査計画を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

（2）各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針及び監査計画に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施いたしました。

①取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び主要担当者と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。

②事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第１項及び第３項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。

③事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第３号イの基本方針及び同号ロの各取組みについては、取締役会その他における審議の状況等を踏まえ、その内容について検討を加えました。

④会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

２．監査の結果

（1）事業報告等の監査結果

①事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。

②取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。

③内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

④事業報告に記載されている会社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針については、指摘すべき事項は認められません。事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第3号ロの各取組みは、当該基本方針に沿ったものであり、当社の株主共同の利益を損なうものではなく、かつ、当社の会社役員の地位の維持を目的とするものではないと認めます。

（2）計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人 太陽有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

（3）連結計算書類の監査結果

会計監査人 太陽有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2026年５月13日

三谷セキサン株式会社　監査役会

常勤社外監査役　佐々木進一　㊞

監　　査　　役　田中和夫　㊞

社外監査役　山本克典　㊞

以　上

以　上

株主総会会場ご案内略図

福井本社

〒910-8571
福井県福井市豊島1－3－1（三谷ビル）
TEL.（0776）20－3333㈹





交通のご案内

車でお越しの方
北陸自動車道　福井インターより車で15分

電車でお越しの方
JR 福井駅より徒歩10分

三谷セキサン株式会社
https://www.m-sekisan.co.jp/

UD FONT
見やすく読みまちがえにくい
ユニバーサルデザインフォントを採用しています。